

(別添 1)

国民公園皇居外苑の利用の在り方における行事等の試験的な実施に関する協定書 (案)

環境省自然環境局（以下「甲」という。）、●●●●（以下「乙」という。）は、皇居外苑の利用の在り方に関する行事等の試験的な実施（以下「実証試験」という。）について次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

令和 3 年 1 月にとりまとめられた「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会報告書」においては、国民福祉に大きく貢献できるよう「保護と利用の好循環」を図り、持続可能な形で保全活用していくことが求められており、皇居外苑は世界に対して日本の姿を強く発信していくことができる場であり、ここで行うことに明確な意義が認められるものであれば、社会のグローバル化に対して、状況に応じて行事等の実施を今後は許可していく必要があり、各種行事等の具体的な利用ニーズを明らかにしていくと共に、利用の制約があるかを確認することが望ましいとされた。また、令和 5 年 1 2 月にとりまとめられた「北の丸公園の利用の在り方に関する検討会報告書」においては、公園のポテンシャルを活かしたイベントの実施や案内サービスの提供、情報の発信等により公園の魅力を伝え、来訪者の満足度を高めることを目指し、利活用を推進すべきであり、公園の魅力創出という観点から、一定の公益性が認められるモデル的な実証事業を丁寧に進めながら、屋外でのイベントを抑制的に扱ってきたことを段階的・部分的に緩和していくことが望まれるとされた。

このため、本協定は、甲、乙が協力し共催という立場で実証試験を実施することにより、国民公園皇居外苑の利用としてふさわしいと考えられる各種行事等の具体的な利用ニーズの把握及び利用の制約の有無等を確認することを目的とする。

第 2 条（実施場所及び実施期間等）

- 一 実証試験の実施場所は国民公園皇居外苑（●●）とし、その利用に当たっては、別紙「皇居外苑の利用条件」を遵守することとする。
- 二 実証試験の実施期間は令和●年●月●日（●）から令和●年●月●日（●）までとする。（準備・撤収含む）
- 三 実証試験の実施内容及び準備・撤収等については、実施計画書のとおりとする。

第 3 条（費用負担）

実証試験に係る費用はすべて乙の負担とする。なお、実証試験の実施場所の使用料は原則、無償とするが、既に国有財産使用許可を受けている場所の費用については、使用許可を受けている者と乙が費用負担の調整を行うこととする。

第 4 条（施設の損傷等）

乙の責に帰する事由により、甲が所有する施設が滅失又は損傷した場合、乙の費用負担により原状回復するものとする。

第 5 条（実証試験の中止）

- 一 甲は、乙の責に帰する事由により、実証試験の趣旨に照らして不適切な事項・事案が確認された場合、乙に対し実証試験の中止を求めることができる。

二 本協定の有効期間中に乙の都合で実証試験を中止する場合は、事前に甲の了承を得るものとする。

第6条（情報の共有）

乙は本協定に基づき実施する取組にかかり保有する情報について、協定に定める目的を達成するために必要な範囲内において甲に提供を行うものとする。

第7条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は締結日から令和8年3月31日までとする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は本協定を証するため、本書を二通作成し、記名押印のうえ、各自一通ずつ保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞ヶ関1-1-2
環境省 自然環境局
局長

乙

国民公園皇居外苑の利用条件

令和●年●月●日
環境省皇居外苑管理事務所

実証試験の実施にあたっては、協定書によるほか、次に掲げる全ての条件を満たす必要があります。

1. 遵守すべき事項

- (1) 協定内容を遵守し、使用が認められた範囲のみの使用とすること。
- (2) 利用期間・利用時間は協定内容のとおりとすること。
- (3) 一切の必要な準備・実施・撤去・原状回復は実施者「乙」の責任及び負担で行うこと。
- (4) 苑内施設の保護のために必要な養生、施設賠償責任保険等の加入その他の必要な措置は、実施者「乙」の責任及び負担により行うこと。
- (5) 実施に伴う行政機関への届出、近隣関係者への説明など必要な措置は、実施者「乙」が行うこと。
- (6) 皇居外苑管理事務所からの指示に従うこと。なお、指示に従わない場合は、直ちに使用を取り消すとともに、指示に対する改善や対応が見られない場合は今後の利用を認めないことがある。

2. 主な注意事項

- (1) 参加者や苑内利用者に万が一事故やトラブルなどがあった場合は、実施者「乙」の責任及び負担において対応すること。なお、参加者や苑内利用者がケガをした場合は実施者「乙」の責任及び負担において、手当てし、必要に応じて救急車を手配すること。
- (2) 音響設備や照明設備を使用する場合は必要最小限とし、皇居側に音や光が拡散しないよう特段の注意を払うこと。
- (3) 芝生への車両（自転車含む）の進入・立入りは禁止とする。なお、機器設備などの準備・撤去のためにやむを得ず園路に進入・駐車する場合は事前に皇居外苑管理事務所に相談すること。
- (4) 実証試験の効果を検証するための利用者アンケート（皇居外苑での実施に対する意見、苑内利用者への影響の把握などを含む）結果や実施内容をまとめた「実施報告書」を、実施完了後3週間以内に皇居外苑管理事務所に2部提出すること。なお、芝生地を利用する場合、利用前後の写真（工作物の設置があれば、工作物設置後と工作物撤去後の写真も必要）を実施報告書に添付すること。
- (5) 芝生地や苑内施設に影響があった場合、実施者「乙」の責任及び負担において原状回復すること。なお、原状回復の方法については、事前に皇居外苑管理事務所に相談し、指示を仰ぐこと。
- (6) 樹木などに被害が生じるおそれがある場合には、皇居外苑管理事務所の指示のもと、必要な対策を行うこと。
- (7) 実証試験により発生したゴミ・廃棄物は適切に分別処理するとともに、苑内に残置しないこと。撤去時、使用範囲（周辺含む）の清掃を行うこと。
- (8) 参加者や関係者からの問い合わせに対応できる窓口を設置し、実証試験の事前告知を行う際には必ず問い合わせ窓口の連絡先を記載すること。
- (9) 予め苑内での工事などの有無について皇居外苑管理事務所に確認のうえで、支障がないよう工事請負者などと事前調整を行い、必要な措置を講じること。
- (10) 実証試験の実施にあたっては、ほかの苑内利用者や一般公道の通行に影響がないよう、交通誘導員やガードマンなどを配置するなど、安全管理の徹底を図ること。